労使のトラブル　無料で解決
Trouble between labor and management ?　We'll solve it for free !

北海道

北海道労働委員会月報

２０２５年　４月号　No. 735

左から、「レオン社長」、元気な労働者「リンさん」、道労委広報部長の「ねーさん」

主　な　内　容

○ 随　想
最近の離婚あれこれ
公益委員　八　代　眞由美
○ 個　別　事　件
○ 個別的労使紛争のあっせん（PR）

随 想

最近の離婚あれこれ

北海道労働委員会
公益委員　八　代　眞由美

１　私の弁護士としての仕事の中心は、企業法務と呼ばれる企業活動をめぐる法律問題への対応なのですが、女性弁護士であることから多くの離婚事件も扱っています。

当事務所はホームページを作っている訳でもなく、積極的な広報もしていないので、インターネット検索で連絡して来る相談者は皆無ですが、各種相談員の方の紹介や人のつながりで相談にいらっしゃる方が大半です。

また、国によって設立された法テラス（日本司法支援センター）から配点される無料相談から受任に至ることもあります。法テラスでは、資力のない方に弁護士への委任の着手金を立替払いする扶助制度があり、この制度を利用して離婚調停を弁護士に委任すると、直接弁護士との間で委任契約を取り交わす場合と比較すると半額程度の着手金の額になります。それ故、弁護士の中には、法テラスの事件は扱わないという人も多いのですが、離婚事件の当事者である女性は専業主婦やパート労働者が多く、自費で着手金を用意できる方はほとんどいないので、私は、法テラスが定める着手金の低さに不満を持ちながらも、法テラスに登録して、ほとんどの離婚事件の依頼者には扶助申請をしてもらうことにしています。

最近の離婚相談で驚くのは、初婚も再婚もマッチングアプリで知り合って結婚するケースが非常に多いことです。一昔前の結婚相談所のように収入証明等を提出して身分が保証されているものとは異なり、全て自己申告ですから、結婚した途端に話が違う！となる訳です。

２　さて、離婚するためには、まず当事者間で協議することになりますが、協議が調わない場合や協議することさえできない場合には、離婚調停（夫婦関係調整調停）を申し立てることになります。離婚の場合は、調停前置主義といって、原則、いきなり離婚訴訟を提起することはできず、まず家庭裁判所を介して当事者で協議する調停から始めることになっています。

私が扱う離婚事件の依頼者の８割は女性ですが、離婚理由のトップ３は、①ＤＶ（身体的、精神的、経済的、性的）、②不貞行為、③借金です。

ＤＶ被害の主張の中で最も多いのが精神的ＤＶですが、その内容は、怒鳴る、無視する、気分にムラがあり顔色を見てご機嫌を取らなければならない、「誰のおかげで食べさせてもらっているんだ。」「お前は何もできない。」などと言う、行動を監視する、口論すると何時間でも理屈で責めまくるなど、依頼者が婚姻生活で配偶者から受けていた言動は、昔ながらの亭主関白の意識のままのものから最近の夫婦ならではのものまで多種多様です。

依頼者の話を聞いて「よく我慢しましたね。」と言うと、「結婚して２０年間ずっと「この役立たず！」と言われ続けていて、何もできない私が悪いんだと思っていたので、これが精神的ＤＶだと指摘されて、やっと異常な生活だったんだと気付きました。」と解放されたような表情を浮かべる人もいます。

３　離婚調停で決めることは、親権者、養育費、財産分与、慰謝料、年金分割、面会交流などですが、実際に離婚調停が始まると、一昔前と異なり、夫が親権を主張するケースが多くなってきていることに驚かされます。

イクメンと呼ばれる育児に協力的な父親が多くなっていることは歓迎すべきことですが、会社員である父親がどう考えても乳幼児を育てられないだろうというようなケースであっても本気で親権を争って来ます。

また、夫側が強く主張するのが面会交流です。これも２０年前には余りこだわる父親はいなかったのですが、最近では、月に２回や宿泊を伴う面会交流を要望し、それを拒みたい妻と激しいバトルを繰り広げ、面会交流で合意できないために何回も期日を重ねることも珍しくなくなってきています。面会交流については、夫婦の婚姻生活がどのようなものであったかによって妻の考え方が異なりますが、妻の感情的な部分は理解できても、「子の父との交流は大事ですよ。」などと助言すると、たちまち「先生は私の気持ちを分かってくれない。」などと言われてしまうので、「弁護士の仕事は依頼者の説得が８割」との持論を持っている私としても依頼者の説得は難しいものです。

４　ところで、令和６年５月１７日に成立した改正民法では、①離婚後は共同親権の定めをすることができること、②法定養育費が新設されること、③面会交流が親子交流という用語に変更され、安心・安全な親子交流の実現に向けたルールが変更されることなど、大幅な改正がなされました。この改正は２年以内の施行が予定されていますから、現在は施行に向けて、細かい運用のルールが検討されているところだと思います。殊に、親権に関するルールの見直しは、離婚後はどちらか一方の親が単独で親権者となることが当然と扱ってきたことが変わるのですから、私たち弁護士も新しいルールをしっかりと理解しなければなりませんし、国が国民に分かりやすいように説明・周知することが重要になってきます。

改正法の施行によって、どのような離婚をめぐる紛争が多くなるのか、どういう解決が望ましいのかは、今後、実務を積み重ねることで学んでいくことになるでしょう。

個　別　事　件

令和７年３月に当委員会において取り扱った「個別的労使紛争のあっせん」関係の業務は、次のとおりである。

１　あっせん申請に係る事前相談・聴取件数

	相談・聴取の総件数
１～２月	30
３月	26
計	56

２　あっせん申請及び終結状況

	前月繰越	新規件数	取扱件数	終結件数	終結区分					翌月繰越
					解　決	打切り（＊）		取下げ	不開始	
						あっせん	不応諾			
１～２月	7	4	11	3	0	1	0	2	0	8
３月	8	2	10	4	1	0	1	2	0	6
計	－	6	13	7	1	1	1	4	0	－

＊「１～２月」欄のうち「前月繰越」欄の件数は、前年からの繰越件数である。
＊「打切り」には、あっせんを行ったが合意に至らないなど解決の見込みがないと判断して打切りになった「あっせん」と、被申請者があっせんへの参加を応諾せず打切りになった「不応諾」がある。
＊「取扱件数」欄の「計」は、前年からの繰越件数に「新規件数」欄の「計」を加えたものである。

３　あっせん事項内容別件数

あっせん事項内容	１～２月	３月	計
経営又は人事	5	2	7
解雇	（3）	（1）	（4）
①整理解雇			
②普通解雇	［2］		［2］
③退職強要	［1］		［1］
④契約更新拒否、雇止め		［1］	［1］
配置転換、出向・転籍			
復職		（1）	（1）
懲戒処分			
①懲戒解雇			
②①以外の懲戒処分			
退職	（2）		（2）
勤務延長、再雇用			
その他経営又は人事			
賃金等		1	1
賃金未払		（1）	（1）
賃金増額			
賃金減額			
一時金			
退職一時金			
解雇手当			
休業手当			
諸手当			
その他賃金			
年金（企業年金・厚生年金等）			
労働条件等			
労働契約			
労働時間			
休日・休暇			
年次有給休暇			
育児休業・介護休業			
時間外労働			
安全・衛生			
福利厚生制度			
社会保険			
労働保険			
その他の労働条件等			
職場の人間関係	4	1	5
セクハラ			
パワハラ・嫌がらせ	（4）	（1）	（5）
その他	4		4
合　計	13	4	17

（注）本表は新規事件のあっせん事項を内容ごとに細分化したものを示しており、必ずしも事件数とは一致しない。
（ ）はあっせん事項内容の内数。また、［ ］は（ ）の内数である。

職場のトラブル
あっせんで
解決しませんか？
無料
迅速
秘密厳守
ハラスメント
労働条件
退職・解雇
賃金未払
配置転換
手当・ボーナス
あっせんってなんだろう…
●労働者と使用者の間のトラブルについて、話し合いによる円満な解決をお手伝いする制度です
●労働問題の専門家が公正中立な立場から助言します
●労働者、使用者のどちらからも申請できます
あなたの街までお伺いし、紛争解決をお手伝いします
労使紛争の解決機関
北海道労働委員会
北海道
札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館10階
お問い合わせ
TEL 011-204-5662
8:45～17:30（土日祝・年末年始を除く）
E-mail council.somu2@pref.hokkaido.lg.jp

北海道労働委員会　案内図

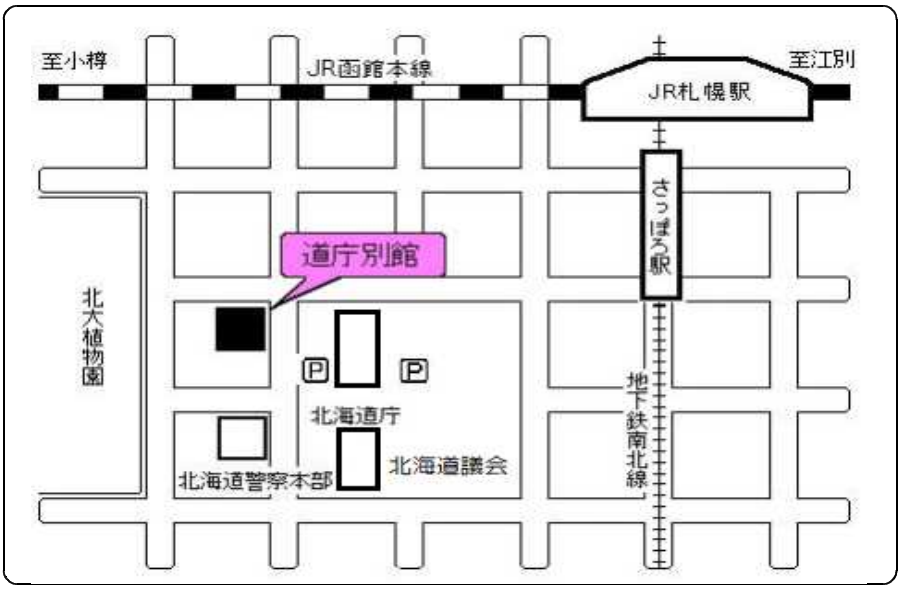

○所在地　　札幌市中央区北３条西７丁目（道庁別館10階）

○電　話　　総務審査課　総括グループ　**011-204-5662**

　　審査グループ　**011-204-5664**

　　調整課　調整グループ　**011-204-5666**

　　個別対策グループ　**011-204-5667**

○最寄駅

・ＪＲ札幌駅　西コンコース南口から徒歩約９分

・地下鉄南北線さっぽろ駅　１０番出口から徒歩約５分

○駐車場

収容台数に限りがありますので、できるだけ公共交通機関をご利用ください。

北海道労働委員会月報

２０２５年４月号　No.735

発　　行　　令和７年（2025年）４月１１日

編集・発行　　北海道労働委員会事務局総務審査課

〒060-8588　札幌市中央区北３条西７丁目

電　　話　　011-204-5662（総括グループ）

ＦＡＸ　　011-232-1057

ＵＲＬ　https://www.pref.hokkaido.lg.jp/rd/sms/index.html

Ｅ-ｍａｉｌ　　douroi.somu2@pref.hokkaido.lg.jp